

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年11月まで

私が20歳になった昭和38年に、私の母親が、旧A町（現在は、B市）役場C支所で、私の国民年金の加入手続きを行い、その後の保険料を納めてくれていた。

昭和39年4月に結婚してからは、地区の婦人会で、当時、100円であった保険料を自分で納めていたが、42年11月に長男が誕生したことを機に夫と相談し、生活のため、同年12月から保険料の納付を一時的に止めたのを記憶している。

昭和50年12月に国民年金に再加入し、60歳まで保険料を納付した。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年8月から39年3月までの期間については、申立人の最初の国民年金手帳記号番号の払出しは、婚姻前の39年2月ごろと推認でき、その時点では、当該期間の国民年金保険料を現年度納付により納付することが可能な期間であり、当該期間が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和39年4月から42年11月までの期間については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、当該期間は国民年金の未加入期間である上、申立人の最初の国民年金手帳記号番号における申立人の氏名は、平成 19 年 11 月 15 日に変更処理が行われるまで旧姓のままとされていたことが確認でき、申立人が婚姻した昭和 39 年 4 月以降、姓の変更手続を行わないまま、保険料を地区の婦人会で納付していたとは考えにくいとともに、当該期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 3 月 1 日から 36 年 10 月 14 日まで
②昭和 37 年 7 月 15 日から 38 年 8 月 25 日まで

申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録期間の照会に対する昭和 55 年 4 月 23 日付けの社会保険事務所からの回答では、申立期間は厚生年金保険被保険者期間とされているが、平成 19 年 11 月に、社会保険事務所に対して、改めて申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、脱退手当金が支給されている記録となっていた。脱退手当金が支給されたとする時期には、私は、出産のため実家に帰省しており、脱退手当金の請求手続きができる状況ではなかった。

脱退手当金を受給した覚えは全く無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 8 か月後の昭和 41 年 4 月 13 日に支給されたこととなり、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立期間①及び②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のいずれにおいても、申立人の氏名の変更処理は行われておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 12 月 8 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 6 月 21 日まで
②昭和 33 年 6 月 21 日から 35 年 2 月 14 日まで

申立期間における厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所
所に照会したところ、脱退手当金を支給済みとのことであった。

申立期間②直後に家政婦として働いていた時、その御主人から年金の重要性を教えられたので、20 歳になって国民年金にも加入し、申立期間に厚生年金保険に加入していることは、当時の先輩等から聞かされていたので、大切にしようと思っていた。

脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正し、年金の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 36 年 9 月 27 日に支給された記録となっている上、申立人と同時期に勤務し、退職した複数の者が、自分で脱退手当金の請求を行ったとしており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の生年月日が昭和 16 年 5 月 6 日とされているが、申立人が当時認知していた生年月日(昭和 16 年 4 月 5 日)と相違している上、脱退手当金の請求手続に際し、訂正された形跡が無い。

さらに、申立人は、申立期間②の事業所を退職後、家政婦として働いていた時に、雇主から年金の重要性を教えられたので、国民年金にも加

入したと主張しているところ、申立人が20歳になった昭和37年2月の約2か月後の同年4月ごろに国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認でき、申立内容に不自然な点は認められない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月から40年3月まで

私は、昭和36年4月に結婚し、A県立B高校を同年6月に退職した後、同年7月から夫、義母と共に薬局経営に携わっていた。同年8月に、夫が、私の国民年金の加入手続をしてくれた後、国民年金保険料は、夫が、私、夫、義母の3人分を市役所の窓口又は銀行窓口で納付していた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和40年11月以降と推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人の夫からは、申立人の申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から48年3月まで

私が国民年金の加入手続を行った昭和43年11月当時、国民年金保険料をさかのぼって納付しなければ、国民年金に加入することができなかつたと記憶しており、国民年金保険料を42年4月までさかのぼって納付した記憶がある。家業の経理、家計の管理は私が行っており、申立期間当時、保険料をまとめて納付する経済的余裕はあった。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和43年11月に婚姻してしばらく経って、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 472

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から48年3月まで

妻が、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った昭和43年11月当時、国民年金保険料をさかのぼって納付しなければ、国民年金に加入することができなかつたと記憶しており、妻が私の国民年金保険料を42年4月までさかのぼって納付したはずである。申立期間当時、保険料をまとめて納付する経済的余裕はあった。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の妻の記憶は曖昧であり、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、昭和43年11月に婚姻してしばらく経って、申立人の申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 3 月 8 日から 46 年 8 月 21 日まで
②昭和 46 年 9 月 6 日から 47 年 10 月 31 日まで

平成 19 年 7 月 24 日に、結婚前に勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会した結果、脱退手当金の支給記録があるため、申立期間については、年金額の算定対象期間に算入されていないことが判明した。

申立期間については、脱退手当金の申請や受給をした覚えが無いので、申立期間における脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している申立期間②に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 48 年 4 月 10 日に支給された記録となっており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは認められず、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人の氏名が記載されている被保険者名簿の頁及びその前後の頁に「脱」の表示が記されている 7 人及びオンライン記録から脱退手当金が支給された記録がある 9 人の合計 16 人のうち、3 人に対して事情を聴取できたが、このうち、脱退手当金を受給したかどうかを覚えていないとしている 1 人を除く 2 人は、「申立人が勤務していた本店の庶務担当者が、自分が勤務していた支店に来て、脱退手当金の説明をしていた。自分が退職する時にも説明を受け、会社が代理請求してくれた。」「退職前に会社が代理請求し、脱退手当金を受給した。」とそれぞれ証言していることから、申立人について

ても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から34年4月11日まで
5年ほど前に、以前勤めていたA社の社長夫人から、「在職期間中は厚生年金保険に加入し、保険料も納付しているので、その分が年金に加算されているか確認しておいた方が良いでしょう。」と言われたので、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているとの回答があった。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った事実も委任状を作成して代理人に頼んだ覚えも無く、納得できなかったが、相談する場所も分からず、なすすべもなく諦めていた。絶対に受け取っていないと証明することはできないが、本当に受給した覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年6月19日に支給されている上、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険事務所へ回答している形跡があり、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 11 日から同年 9 月 1 日まで

私は、厚生年金保険の期間照会を社会保険事務所で行ったところ、A社B事業所での厚生年金保険の加入期間が、昭和 19 年 11 月 1 日から 20 年 4 月 11 日までの 5 か月のみしか無いとの回答であった。

私が、当該事業所に就職して最初に配属になったのは、旧C村（現在は、D市）にあった労務課で、一般事務を担当していた。その後、時期ははっきりとは覚えていないが、D市E町にあった本社（事業本部）の病院部門に異動になり、会計及び一般事務を担当していた。

当時の給与明細書等の資料は、原爆によってすべて失ってしまったが、異動の前後において、給与明細書に記載されていた内容や給与額に大きな変化は無かったと記憶している。

昭和 20 年 8 月に終戦を迎えたが、戦後処理のために 8 月末まで会社に在籍していたことを強く記憶しているので、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、時期を明確には覚えていないが、途中からE町にあった本社（事業本部）の病院部門に異動になったと主張しており、この異動の

時に被保険者資格を喪失した可能性がうかがえる上、申立期間当時、A社に勤務していた者の証言から、同社には3つの病院部門（F事業所及びB事業所に設置されていた病院並びに本社（事業本部）の中に病院関係の事務を所管する部署）があったものと推認されるが、社会保険庁が保管している同社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和19年11月1日から20年4月11日までの期間に係る被保険者記録が確認できるのみで、同社F事業所の被保険者名簿には申立人の氏名は確認できないとともに、本社（事業本部）は、申立期間当時、厚生年金保険の適用を受けていない。

加えて、A社は既に全喪し、当時の事業主及び役員についても死亡又は所在不明である上、申立人は当時の同僚を覚えておらず、申立期間当時、同社B事業所に勤務していた者に聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 27 日から 30 年 9 月 28 日まで
昭和 27 年 6 月に、運転免許を取得したいと思い、A社に入社した。当時、同社の運送部のトラックは3台あり、それぞれの荷台には「A社」、「B社」、「C社」と書かれてあり、私は、「C社」と書かれてあるトラックに助手として乗務していた。

申立期間において、A社に勤務していたことに間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当時の複数の同僚の証言から、申立人がA社、B社又はC社（当時、これらの事業所は同じ事業主が経営していた。以下「グループ3事業所」という。）のいずれかにおいてトラック運転助手として勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管しているグループ3事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、いずれの被保険者名簿においても、申立期間及びその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、グループ3事業所はいずれも、申立てどおりの資格取得に関する届出及び厚生年金保険料の控除の有無について、「当時の資料が無く不明である。」としている。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社のトラック3台に、6人（申立人を含む。）が運転手と運転助手に分かれて乗務していたとしており、このうち申立人を除く5人について見ると、4人については、申立期間及びその前後の期間において、グループ3事業所における複数の厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、1人については、いずれの事業所においても被保険者記録が確認できない上、当時、B社において日雇者の賃金計算等を担当していたとする者は、「当時のグループ3事業所の事業主は、従業員について、試用期間後、厚生年金保険に加入させる常用職員と加入させない非常用職員に選別しており、その選別基準は、当時の事業主の判断に委ねられていた。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 61 年 1 月まで

私は、昭和 59 年 7 月に A 社を退職後、半年くらい経って、B 社又は C 社が経営する D というパチンコ店に住込みで勤務した。在職中に貧血で倒れ、病院で受診したことを覚えているが、その時に使用した保険証が健康保険のものであったか国民健康保険のものであったかは覚えていない。国民健康保険の加入の有無について、E 市役所に問い合わせたが、平成元年より前の記録は確認できないとのことであった。当時の同僚が、「給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と話していたことがあり、自分も保険料を給与から控除されていたと思う。

以上のことから、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立期間において B 社 F 事業所での被保険者記録が確認できる同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主は、申立てどおりの資格得喪の届出及び厚生年金保険料の控除の有無については不明としている上、当時の経理担当者は、「通常、1 年も継続して勤務していたのであれば、厚生年金保険に加入していたと思うが、申立人を覚えておらず、申立

人の給与から保険料を控除していたかどうかは分からない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時、当該事業所には 25 人くらいの女性従業員がいたとしているが、申立期間における当該事業所に係る女性の厚生年金保険被保険者は 7 人しか確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 46 年 9 月まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、「加入事実が無い。」との回答があった。姉もA社で勤務していたし、販売の仕事が好きだったので、どうしても同社に入りたくて、空きが出たら入社したいと申し込んでいたところ、タオル売場に空きがあったので、試験を受けて入社した。当時の同僚の証言も取れるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社の管理職を含めた複数の従業員及び同社と取引のあった別の事業所における複数の従業員の証言により、申立人が同社のタオル売場で働いていたことは推認できるが、同社の管理職を含めた複数の従業員はいずれも、「申立人は当社の従業員ではなく、当社と取引のあった別の事業所に雇用されていた。」と証言している上、同社の事業を継承したB社の総務担当者は、「申立人はA社の従業員ではなく、取引先であるC社に雇用されていた。」としており、C社D支店の責任者も、「申立人は、当社の従業員として、A社のタオル売場で勤務していたとの話を聞いたことがある。」と証言しているほか、申立人自身も、A社の従業員ではなかったかも知れないとしており、申立人は、A社の従業員でなく、C社の従業員であった可能性が高い。

また、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

さらに、社会保険庁が保管しているC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、被保険者は当該名簿の「健

保証の番号」欄に付された番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない上、同社の総務担当者は、「社員の人事関係の事務処理はすべて本社で行っており、支店等の出先ごとに厚生年金保険の適用事業所とするような事務処理は行っていない。当社の人事記録は、昭和 30 年代の分から保存しているが、その中に申立人の氏名は見つからなかった。」と証言しており、同社が加入している E 健康保険組合の担当者も、「申立人の被保険者記録は、当組合のコンピュータに入力されているデータ上には旧姓も含めて見当たらない。」としている。

加えて、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の氏名は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 3 月 8 日から 38 年 11 月 1 日まで
②昭和 40 年 6 月 24 日から 41 年 2 月 17 日まで

私は、A社に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 11 月 1 日からの加入と 41 年 2 月 17 日からの加入となっていた。

申立期間に就労していたことは間違いなく、当時の給与、出勤日数について記したメモを添付するので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当時の同僚の証言等により、申立人が申立期間の大部分において、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかの申立人の記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日（昭和 38 年 11 月 1 日、41 年 2 月 17 日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人が提出した申立人の就労の履歴や昭和 35 年から 61 年までの給与額等を記したメモによると、申立期間①の期間中（昭和 36 年 7 月 18 日から同年 7 月 28 日までの期間）に、当該事業所を退職し、別の事業所に勤務していたことがうかがえる上、給与額等を記したメモには月別の給与額しか記載されていないため、給与を支給した事業所名や給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては確認できない。

加えて、当該事業所は、「平成 3 年か 4 年の台風で、当時の資料は残って

おらず、申立人の申立期間に係る保険料控除の有無は不明である。また、当時は、失業保険を受給するために入退社を繰り返す者もあり、そのような者や下請けの従業員には、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった。下請けの従業員の中には、正社員と同じ場所で仕事をしていたので、正社員と勘違いする者がいたかも知れない。なお、臨時工から正社員とした者には、厚生年金保険の加入手続を行っていた。」としている上、当時の事業主や申立人が覚えている当時の同僚5人は、死亡又は所在不明であり、申立期間①当時に勤務してした経理担当者及び申立期間①及び②に勤務していた者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から40年11月1日まで
昭和28年から41年までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に係る申立期間については、加入していた記録が確認できないとの回答があった。

しかし、実際には、昭和32年8月1日から当該事業所に継続して勤務していたことは間違いなく、その当時、当該事業所は、時計の売上がB市で一番であり、自衛隊からの指定も受けていたので、加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当時の同僚の証言等により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の健康保険の番号をすべて確認したが欠番は無く、申立人が被保険者資格を取得した日（昭和32年8月1日、40年11月1日）及び同資格を喪失した日（昭和39年2月1日、41年5月1日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当時、当該事業所の監査役であった申立人の夫の被保険者原票を見ると、「被扶養者氏名」欄に申立人の氏名が記載され、「扶養開始年月日」欄に昭和40年3月5日（又は9日）と記載されていることが確認でき、少

なくとも同年3月5日（又は9日）以降の期間について、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていない期間があったものと推認される。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員は既に死亡又は高齢により事情を聴取することができず、申立人及び同僚がその当時の事務担当者としている数人についても、死亡又は所在不明である上、当時の複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。